

簡易型Ⅱにおける焼津市立総合病院新職員宿舎（B棟）建設工事（建築工事）

（１）企業の施工能力 評価項目等

評価項目	評価基準	配点	最大得点	根拠書類
過去3か年度の焼津市発注工事における工事成績評定の平均点（※1）	80点以上	3.0	3.0	
	78点以上80点未満	1.5		
	78点未満又は実績なし	0.0		
	◎過去3か年度において67点以下の実績がある場合は、得点を減点する。	-1.0		
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無（※2）	同種工事の実績あり 延床面積1,400㎡以上建築実績	1.0	1.0	CORINS 工事カルテ、契約書、図面、特記仕様書等の写し
	類似工事の実績あり 延床面積800㎡以上建築実績	0.5		
	その他	0.0		
過去5か年度又は入札公告日の年度における優良工事等表彰の有無（※3）	静岡県、焼津市、藤枝市、島田市の発注工事において表彰の実績あり	1.0	1.0	表彰状の写し
	表彰の実績なし	0.0		
令和2年度以降の週休2日推進工事の施工実績の有無（※4）	4週8休以上の実績あり	1.0	1.0	4週6休以上の取り組みを実施したことを証するもの
	4週6休以上4週8休未満の実績あり	0.5		
	実績なし	0.0		
登録基幹技能者の配置の有無（※5）	配置あり	1.0	1.0	登録基幹技能者講習修了証写し
	配置なし	0.0		
建設キャリアアップシステムの登録実績の有無（※6）	「事業者登録」の実績あり	0.5	0.5	事業者登録完了のお知らせ（はがき）等の写し
	実績なし	0.0		
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（※7）	ISO9001、14001又はエコアクション21の認証を取得済み	1.0	1.0	・ISO、エコアクション21認証書の写し
	該当なし	0.0		

（※1）・工事成績は、焼津市発注の建築一式工事のうち、過去3か年度（平成30年度から令和2年度に完成した工事）の平均点で評価する。

・減点となる実績は、建築一式事工事におけるものとする。

（※2）・施工実績は、（ア）又は（イ）の要件を全て満たす元請施工実績（共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る）の中から、平成23年4月1日以降に完成し、引渡し完了した工事を対象とする。（当該年度及び過去10か年度）

（ア）同種工事

- ・建物用途：建築基準法別表第1（2）の共同住宅
- ・構造：RC又はSRC
- ・延床面積：1,400㎡以上（既存部分の面積は含めない。複合用途の場合は共同住宅に供する部分の面積）
- ・工事種別：建築物の新築、増築又は改築

(イ) 類似工事

- ・建物用途：建築基準法別表第1（2）の共同住宅
- ・構造：RC又はSRC
- ・延床面積：800 m²以上（既存部分の面積は含めない。複合用途の場合は共同住宅に供する部分の面積）
- ・工事種別：建築物の新築、増築又は改築

(※3) ・平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 か年度及び当該年度の静岡県、焼津市、藤枝市、島田市における優良工事等表彰の実績（建築一式工事に限る。技術者の表彰を除く。）を評価する。（共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限る）

(※4) ・令和 2 年度以降の国及び地方公共団体の発注工事のうち、発注機関が定める週休 2 日推進工事実施要領等に基づき、技術資料提出期限日までに完成、引き渡し完了した 4 週 6 休以上の現場閉所を実施した工事を評価する。（工種は問わない）なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限る。

- ・ 4 週 6 休以上の取り組みを実施したことを証するものは、発注機関が交付する証明書の写し等とする。

(※5) ・県内の元請又は下請業者の組織に属し、登録基幹技能者制度に基づく以下に示す種類の登録基幹技能者を配置する場合は、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。なお、評価対象者は 1 名とし、本工事における配置予定技術者や現場代理人として従事する者は評価対象としない。

<評価対象とする登録基幹技能者>

登録基幹技能者講習の種類	登録鉄筋基幹技能者
登録基幹技能者が従事する工種	鉄筋工事業

(※6) ・一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの登録実績のある元請を評価対象とする。

- ・技術資料提出期限日までに、事業者登録が完了しているものを評価する。
- ・根拠書類として、次のいずれかの写しを提出すること。
①事業者登録完了のお知らせ（はがき） ②事業者登録完了メール ③建設キャリアアップシステムの事業者情報画面

(※7) ・認証は技術資料提出期限日に有効なものを評価する。根拠書類として、認証取得を証する書類の写しを提出すること。

(2) 配置予定技術者の能力 評価項目等

評価項目	評価基準		配点	最大得点	根拠書類
技術者の資格	1級建築施工管理技士かつ一級建築士		2.0	2.0	資格証等の写し
	1級建築施工管理技士又は一級建築士		1.0		
	その他		0.0		
過去10年間の主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)	主任(監理)技術者としての	同種工事の経験あり	2.0	2.0	CORINS 工事カルテ、契約書、図面、特記仕様書、主任技術者等通知書等の写し
		類似工事の経験あり	1.0		
	現場代理人としての	同種工事の経験あり	1.0		
		類似工事の経験あり	0.5		
	その他		0.0		
過去5か年度又は入札公告日の年度における優良技術者表彰の有無(※2)	静岡県、焼津市、藤枝市、島田市の発注工事において表彰の実績あり		2.0	2.0	表彰状の写し
	表彰の実績なし		0.0		
CPD(継続教育)の状況(※3)	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の年間推奨時間数等以上の場合		1.0	1.0	(公財)建築技術教育普及センターが発行する「建築CPD実績証明書」等の写し
	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の年間推奨時間数等の半数以上推奨単位未満の場合		0.5		
	継続教育の証明なし又は各団体の年間推奨時間数等の半数未満の取得		0.0		

(※1)・平成23年4月1日以降に完成し、引き渡し完了した工事(当該年度及び過去10か年度)で、主任(監理)技術者又は現場代理人として、「1. 企業の施工能力(※2)」の同種工事若しくは類似工事を元請け(共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る)として施工した経験を評価する。

(※2)・平成28年度から令和2年度までの5か年度及び当該年度の静岡県、焼津市、藤枝市、島田市における優良技術者表彰の実績(建築一式工事に限る。企業の表彰を除く。)のある技術者を配置する場合に評価する。(共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る)

・「焼津市低入札価格調査取扱要領」による補助技術者としての経験は評価対象としない。

(※3)・CPD(継続教育)の取組状況の評価は、建築CPD運営会議(CPD推奨(目標)単位を設定している各構成団体を含む。)及び公益社団法人日本技術士会のうち、1団体の継続教育を評価する。

・評価基準は、平成30年度から令和2年度の過去3か年度のうち、任意の1年間における取得単位で評価する。

(3) 企業の地域貢献度等 評価項目等

評価項目		評価基準	配点	最大得点	根拠書類
企業の地理的条件		焼津市内に主たる営業所あり	1.0	1.0	
		その他	0.0		
過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無(※1)		静岡県、焼津市、藤枝市又は島田市との災害協定の締結あり	0.5	1.5	・災害協定書の写し(自社の参加がわかるもの) ・出動要請書及び完了報告書の写し
		災害協定に基づく焼津市内での活動実績あり	+1.0		
		災害協定の締結なし	0.0		
過去3年間の地域ボランティア活動の実績の有無(※2)		地域貢献活動の実績あり	1.0	1.0	証明書、新聞記事等の写しで自社の参加がわかるもの
		活動の実績なし	0.0		
労働福祉の状況	障害者雇用(※3)	障害者雇用企業登録者名簿(静岡県経済産業部)への登録あり	1.0	1.0	障害者雇用企業審査結果通知書の写し
		該当なし	0.0		
	次世代育成支援(※4)	静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定あり	0.5	0.5	静岡県次世代育成支援企業認証書の写し
		該当なし	0.0		
消防団協力事業所の認定状況(※5)		消防団協力事業所の認定を受けている。認定を受けていない場合でも、従業員に消防団員がいる。	0.5	0.5	認定状況等を証明できる書類(認定書・消防団手帳の写し)
		該当なし	0.0		
計				21	
換算				20	

(※1)・災害協定は令和2年度末までに締結しているもので、静岡県、焼津市、藤枝市、島田市との協定を対象とする。

- ・活動実績は令和2年度から過去5か年度(平成28年度から令和2年度。当該年度における活動実績は評価しない)における活動を評価する。訓練や年間(単価)契約によるものは評価対象としない。

(※2)・評価対象は、平成30年度から令和2年度の3か年度の焼津市内における道路・河川・公園等の公共施設に係る美化活動、農地・森林・海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動、交通安全・防犯活動、福祉・医療・教育に係る支援活動で、企業としての自発的な取組の活動(団体の構成員としての活動や町内会からの要請活動等を含む。)に限る。なお、寄付、募金、現物支給等の金銭的・物的な活動は評価しない。

(※3)・障害者雇用の根拠書類として、令和3年3月31日時点で有効期間内の「障害者雇用企業審査結果通知書」の写しを提出すること

- (※4)・次世代育成支援の根拠書類として、令和3年3月31日時点で有効期間内の「静岡県次世代育成支援企業認証書」の写しを提出すること。
- (※5)・消防団協力事業所の認定を受けている事業所又は従業員に消防団員がいる場合に評価する。
(地域は問わない)